

第 5829 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2017年)平成29年 11月 2日 木曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)  
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyou.com>

## ☞ 年金と相続税

**Q**: 年金には、相続税の対象となるものとならないものがあるとか。どのようになっているのですか?

**A**: 次のようになっています。

### 【解説】

年金受給者が亡くなった場合に、遺族が受給する年金については、次のように取り扱われます。

#### ① 国民年金や厚生年金

国民年金や厚生年金などの公的年金受給者に相続が発生したことにより遺族が受取る年金は、相続税の対象とはならず、所得税もかかりません。

#### ② 確定給付企業年金や確定拠出企業年金

確定給付企業年金や確定拠出企業年金の受給者が年金の受給中に亡くなり、遺族が残りの期間の年金を受取る場合、その年金は、その受取る受給権がみなし相続財産(契約に基づかない定期金に関する権利)となり相続税の課税対象となります。

#### ③ 厚生年金基金

厚生年金基金基金に加入していた人が、年金受給中に亡くなり遺族が受取ることになった年金は、厚生年金と同様に相続税の対象になりません。

#### ④ 生命保険会社等の個人年金

生命保険会社等の個人年金に加入していた人が無くなり、その年金の支払保証期間内に受け取る年金は、みなし相続財産(保証期間付定期金に関する権利)となり、相続税の課税対象となります。

